

末田正彦です。日本共産党倉敷市議会議員団を代表して、市長及び教育長に質問します。

最初に、市長の政治姿勢について、5 点お尋ねします。

1 点目は、予算についてです。

市長は提案理由説明の中で、「政策論による選挙とマニフェスト型の市政運営を推進する立場から、新規事業や政策的判断を伴う事業については、極力、市長選挙後の肉付け予算で御審議いただく」と言われました。しかし、そのことで担当課においては、本来、年度当初より予算計上されるべきものであるにもかかわらず「骨格予算」だからといって、予算要求すらできない状況にあるものもあります。年度当初から必要なものは必要である。市長の見解を伺いたい。

2 点目は、チボリ問題についてであります。

無理に無理をかさね、県民や倉敷市民の莫大な税金をつぎ込んでまで延命をはかってきた「倉敷チボリ公園」は、地主のクラブウが今後、岡山県以外の民間企業に土地をかすことを拒否したために、閉園以外の選択肢が無いところまできた模様です。チボリ・ジャパン社の累積赤字は昨年 12 月末日で約 141 億円、年度末には 144 億円で膨れあがると見込まれています。その上、一月ごとに 5000 万円もの貴重な税金が、土地代として消えているわけです。法律に基づく公園でもなく、裁判所も公共性に重大な疑問をもつレジャーランドに、もうこれ以上のお金をつぎ込むことはやめるべきではないでしょうか。

25 日、県議会が開会され、石井知事は提案理由説明の中で「チボリ・ジャパン社による公園運営は、チボリの名称等が使用できる本年 12 月末までとし、その後については、土地所有者等の新たな構想の中で、できるだけ公園等が残され、活用されるよう、県とチボリ・ジャパン社等が一体となって要請を行っていくしか以外にない」と述べました。

市議会では 26 日、古市市長が所信表明で、「来年 1 月以降、現在の形で公園運営を継続することが事実上困難な状況になっております」との認識にたち、県が土地を返した場合は、「公園の公的部分が極力残された形で、新たな開発がなされるよう開発者に働きかけるなど、的確に対応してまいりたい」などと言われた。

知事も市長も、あれこれ言っても、今、ここに至って大事なことは、チボリ・ジャパン社のけじめをきっちりつけることです。チボリは閉めて、クラブウに土地を返し、チボリ・ジャパン社の法的整理をおこなうことです。古市市長の見解を求めます。

そして、どんな形であれ、新たな税金投入はしないとの立場に変わりありませんか、答弁を求めます。

さらに、来年度予算案にあるチボリへの 24 億円の融資の中止を求めます。

既に来年度中の事業継続が困難な状況にある中で、運転資金としての融資はもはや必要ないものと言わざるを得ません。実際の運用もかつての有価証券購入にみられたように、運転資金として使われているものでもなく、現在もその多くは定期預金であろうとの利用

と聞いています。財政当局は、口をひらけば財政が大変だ、と繰り返しますが、ムダな融資は市の財政にとっても迷惑であります。

さらに、県融資は10月20日で終了しますが、その後、倉敷市の融資の安全は担保されるのでしょうか、はなはだ疑問が残ります。どうするのか、あわせて、市長の見解を求めます。

3点目は、貧困と格差問題の広がりについてお尋ねします。

現在、大企業はバブル期の1.8倍にもなる空前の利益をあげています。しかし、給与所得者の平均給与は9年連続して減りつづけています。年間通して働いても年収200万円以下の人が、ついに1000万人をこえました。働いても、働いても生活保護水準以下の生活から抜け出せない、働く貧困層 - 「ワーキングプア」は、450万世帯とも600万世帯ともいわれ、広がりつづけています。企業の収益は伸びても、働く人の所得は減り、貧困層が拡大する。これがまともな成長の姿といえるでしょうか。古市市長の所信の中には、「貧困」あるいは「格差」の言葉は全くでてきませんでした。こうした状態がまともかどうか、まずは市長の基本的な認識をお聞きかせください。

この「ワーキングプア」を生み出す原因は、自民党政治による労働法制の改悪、規制緩和による派遣、請負、パートなど非正規雇用の拡大であります。政府は、派遣労働を、1999年に原則自由化し、2004年には製造業にまで拡大しました。その結果、人材派遣会社に登録し、1日単位で仕事に派遣される労働者、いわゆる「日雇い派遣」が、若者を中心に急増しました。携帯電話にメールで仕事の内容や集合場所が送られてくる。1日働いて手にするのは6千円から8千円。1カ月働いても収入は10万円台前半。仕事がなかったり、体調を崩して休めば、たちまちアパートの家賃も払えなくなり、ネットカフェなどで寝泊まりせざるをえなくなる。これが「日雇い派遣」の実態です。

倉敷市として一昨年12月、この2月と市内事業所に対する正規社員・非正規社員に関するアンケートを実施し、そして事業主に対して正規社員への雇用の拡大などを求めていることについては評価をいたします。ここではさらに、賃金実態の把握も含めて「ワーキングプア」の実態調査を緊急におこなうべきと考えますがどうですか。答弁を求めます。

また、本市の実態をみてみますと、生活保護世帯数は、この5年間をみても2002年度の2,745世帯から2007年度は3,401世帯へと大きく広がり、実に1.23倍です。また、国民健康保険料の滞納世帯数も2006年度で16,101世帯となり、国保世帯の2割に達するなど大変な事態が広がっています。

いうまでもなく、地方自治体の本来の役割は、住民の福祉の増進、暮らしを守ることにあります。貧困や格差の是正は、まさに待ったなしの政治の課題となっています。市長の決意をおうかがいしたいと思います。

4点目は、後期高齢者医療制度の中止・撤回を求めて、市長の政治姿勢を問いたいと思います。

自公政権が強行した医療改悪法により、この4月から「後期高齢者医療制度」が実施されようとしています。75歳以上の人を「後期高齢者」と呼んで他の世代から切り離し、際限のない負担増と差別医療を押しつける大改悪です。

それは、高い保険料を、容赦なく年金から「天引き」し、しかも2年ごとに自動的に引きあげる。低年金・無年金の人が滞納したら、まっているのは保険証の取り上げです。

そのうえ医療内容は差別され、まともな医療を受けさせない、というものです。診療報酬を「包括払い(定額制)」にし、保険が使える医療に上限をつけてしまう、そして入院患者の追いだしと「在宅死」の推進です。

すべての人に保険で必要な医療を給付するという「国民皆保険」を根底から掘り崩し、年齢で被保険者を切り離し、保険料や医療内容に格差をつけることに対して、市長はどう考えているのか、医療に対する基本的な認識をおうかがいしたい。答弁を求めます。

いま、「後期高齢者医療制度」の中身が知られてくるなかで、高齢者・国民、自治体、地方議会、医療関係者などから、いっせいに批判の声がわき起こっています。

2月20日現在、中央社会保障推進協議会調べで、地方議会の28.1%、512議会が後期高齢者医療制度の見直し、中止・撤回を求める地方議会の意見書採択をしています。県内では新見市、美作市、笠岡市、奈義町、美咲町、久米南町、鏡野町、の3市4町が採択しており、全国で、この制度は実施の中止・撤回以外にない、という声が広がっています。

市長の見解を求めます。

この項の最後は、子育て支援についてお尋ねします。

第1点、子どもの医療費無料化の年齢拡大です。小学校卒業までの無料化を求めます。

子どもを安心して産み育てることができる環境を整えることは、真っ先に政治が取り組まなければならない課題です。子どもが病気になってもお金の心配をせずに、安心して病院にかかることができるための医療費無料化制度が、子育て支援策として大きな役割をはたしています。

倉敷市では、一昨年4月から小学校就学前まで無料となりましたが、その対象年齢の拡大は、子どもを持つ多くの親の願いであります。真庭市では小学校卒業まで、井原市、高梁市、赤磐市では小学校3年生までと、県内でもそうした声にこたえて年齢拡大をはかっている自治体がふえています。市長の見解を求めます。

次は、どの子どもわかる、少人数学級の実現についてであります。小学校、中学校の30人学級の実施を求めます。

いまや、30人学級をはじめとする少人数学級実現は、父母・国民の大変強い要求となってきています。こうした国民の願いにこたえる教育条件整備こそが教育行政の責務であります。その理由は、

第1に、30人学級は、いまの子どもたちを困難から救い出し、子どもたちのすこやかな成長・発達を保障する教育を実現するための条件整備であるということです。登校拒否・不登校は一時より減少したとはいえ12万2000人と、引き続き社会問題ともなっています。また、「学級崩壊」と呼ばれる事態も依然として指摘され、子どもたちの指導困難の問題が、大きく浮上ってきています。子どもたちは、大人でさえ生きづらい世の中を必死になって生きています。そのなかで、学ぶことの意味や生きることの意味を一生懸命探そうとしています。いま求められることは、大人たちが、そうした子どもたちを受け止め、子どもの苦悩に共感し、願いを共有し、ともに考えることではないでしょうか。この点で、子ども

の成長発達に直接携わっている教職員の果たす役割はきわめて重要であり、30人学級をはじめ、少人数学級にしてこそ、指導方法の工夫改善もすすみます。

第2には、学力保障の観点からも、少人数学級実現の方向にすすむことが必要であるということです。子どもの学力と1学級あたりの人数の関係についても、トップレベルの学力が指摘されているフィンランドでは、成績によるコース別編成をやめ、学力の遅れを持つ子に対する手厚い手立てをとっていることが知られています。

第3には、通常学級に在籍するLDなど、特別な手立てを必要とする子どもたちの教育を充実するためにも、30人学級が重要であるということです。

今こそ30人学級をすすめるべきだと思いますが、古市市長の見解を求めます。

通告の2番目は、原油高騰問題についてであります。

昨年来の原油価格高騰は市民生活、さらに産業全般、特に中小零細企業に深刻な影響を及ぼし、地域経済の先行にも不安を広げています。

党市議団は、田儀公夫議員が昨年12月議会の本会議において、原油高騰問題をいち早く取り上げ、市当局の対策を求めてきました。昨年12月28日「倉敷市原油高騰緊急対策会議」を設置し、「迅速かつ確かな対策を講ずる」ものとししました。これは時宜を得たものとして評価するものです。しかしながら、その対策というものは、いわゆる「かゆいところに手が届く」ものになりえていないのも事実です。党市議団は、下津井漁協、JA岡山西船穂農協、障害者施設で実態調査をおこない、要望をお聞きしてきました。

その中で寄せられた声を踏まえて、改めて以下の対策を求めますがどうですか。

国に対し、ガソリン、軽油、重油等の価格高騰の直撃を受けている運送業者、中小業者、農林漁業者などの負担を軽減するため緊急の減税措置を求めること。

国に対し、生活必需品である灯油、石油製品の価格引き下げなど市民の生活安定のための緊急対策を求めるとともに、原油高騰の要因である国際的な投機マネー抑制のルール確立を要望すること。

原油高騰による生活困窮世帯、中小零細業者、障害者共同作業所などへの影響実態調査をおこなうこと。

県下の市町村では低所得者への灯油購入の補助を行う自治体もでている。本市としても支援策を講じること。

中小業者、農林漁業者への支援策は、燃料費への直接補助など「使いやすく、すぐ役立つものに改善し、支援策をつよめること。

各地で独自の助成が始まっています。沿岸漁業の漁船に対するA重油燃料費助成は、鳥取県岩美町では、かかった燃料費を町と漁協で半分ずつ。同じく琴浦町では、町が1リットル当たり5円を助成するものです。農家に対する助成は、島根県邑南（おおなん）町で施設農家への支援として、燃料1リットル当たり12円を助成しています。

本市においても燃料費への直接補助をはじめ、積極的な支援をお願いしたいと思います。答弁を求めます。

通告の3番目は、地球温暖化問題についてであります。

CO2をはじめとする温室効果ガスの排出による温暖化の影響は、極地での氷の融解、海

面の上昇、熱波の多発、干ばつと豪雨、多くの生物種の絶滅の危険など、すでに世界各地で深刻な形で現れつつあります。

日本は京都議定書で、温室効果ガス排出量について 1990 年比で 6%削減することを約束しています。ところが現状では、6%削減どころか、逆に 2006 年で 6.4%も増えているのが実態です。CO2 排出量のうち、家庭部門は 2 割にすぎず、8 割を企業・公共部門が占めています。国内対策で有効な手だては主要排出源の削減を実効あるものにする事です。しかし、経済界の排出削減が、日本経団連による「自主行動計画」まかせでは、削減目標を達成する担保も保証もありません。今こそ、企業に社会的責任を果たさせるルールを確立することが重要であり、削減目標達成の道筋をつけるためには、政府と経済界が公的な削減協定を締結するなど実効ある措置が求められています。

岡山県は 6.5%の削減目標に対して、逆に 15.0%増加していることが、先日明らかになりました。2 月 6 日付山陽新聞によると石井県知事は「県独自の目標を設定し達成することは現実的には難しい」と述べたと報道されています。無責任な発言です。

さて、みなさんのお手元にお配りした資料は、国内の CO2 大口排出上位 100 事業所の一覧です。この中に倉敷市内の 6 事業所が含まれています。倉敷市は「市全体の CO2 排出量の 8 割が水島コンビナート」と分析しています。コンビナート企業の社会的責任は大きなものがあります。1 月 7 日付山陽新聞によると「目標達成に苦慮、策は出尽くした感」などと報道されていますが、一方では「最も効果が上がるのは新規設備投資」とも言っています。

本市の「環境基本計画」における地球温暖化防止対策では「通常の事業活動や日常生活から発生する二酸化炭素の排出量を法律で規制することが現実的には困難であるように、地球温暖化は行政の対応だけで解決できるものではなく、事業者や市民一人ひとりの自主的な取組が、地球温暖化防止対策を進める上で大きな役割を果たす」とありますが、具体性に欠けるし、腰が引けていると言わざるをえません。温室効果ガスの削減、地球温暖化防止に対する市長の具体的な見解を示してもらいたい、答弁を求めます。

さて、他の自治体の取り組みはどうでしょうか。京都市では、温暖化対策条例を制定し、削減目標を明記し、積極的に対策に取り組んでいます。

本市においても先進地にならって、積極的な取り組みをすべきではないでしょうか。温暖化対策条例を制定し、数値目標の入った「環境基本計画」策定を求めます。その内容は、産業部門、運輸部門等分野ごとの削減目標は具体的に設定する、計画に定めた取組の削減効果の定量的な評価をおこなう、計画に定めた取組の点検、評価、見直しといった進捗管理の方法とそれを実施していく体制の構築をおこなうことです。

そして、国に対して、経済界の達成責任を明確にさせるため、公的協定（削減協定）の締結を求める事が必要だと思っておりますがどうでしょうか、答弁を求めます。

通告の 4 番目は道路特定財源についてお尋ねします。

道路特定財源の最大の問題点はガソリン税など自動車関係の税金が、道路建設にしか使えないという、このシステムがムダな道路づくりの「自動装置」になっているところにあります。そして、このムダな道路づくりを加速させる役割をはたしているのが「暫定税率」であり、この仕掛けの上に、自公政権が新たに策定した、総額先にありきの 10 年間で 59

兆円を使う不要不急の計画が満載された「道路中期計画」であります。

わが党は、道路特定財源をやめて、道路だけでなく福祉、教育、暮らしにも自由に使える一般財源化すること、「暫定税率」の撤廃、「道路中期計画」の撤回、二酸化炭素の排出量を考慮した環境税の導入を求めています。

都市問題を専門とする柴田徳衛東京経済大学名誉教授は、道路特定財源の一般財源化は、車社会をかえる好機として、次のようにおっしゃっておられます。「たとえば、地方の過疎地では、バス路線がないために、車のない高齢者の移動、子どもの通学などが困難なところが多くあります。そういうところにバスを走らせることは、地域の活性化につながります。都市部でも、考え方を変えて、道路財源の一部をバス経営にまわせば、バス料金を半額以下にすることができます。バスに乗る人も増え、違法駐車や交通渋滞も減るのではないのでしょうか」そして最後に、「一般財源化は、道路と車を優先する哲学を大きく変え、人間中心の社会に転換する可能性のある問題なのです」で締めくくられています。

私は、道路特定財源は一般財源化すべきと考えますが、古市市長の見解をおうかがいたい。

通告の5番目は、誰もが利用しやすい公共交通の充実を求めて質問します。

ここ数年、既存のバス路線の廃止、減便が相次ぎ、車を持たない皆さんの交通手段が奪われています。2006年9月に行った倉敷市都市計画マスタープランのアンケートから「まちの将来のために必要な取り組み」は、という問いに対して、「公共交通の便をよくし、誰もが移動しやすい交通環境の充実」という項目が【満足度が低い施策】の2位に、【重要度が高い施策】の1位という結果に現れているように、交通手段の確保というのは、必要で重要な、まさに市政の大きな課題、待ったなしの課題になっている、といえるのではないのでしょうか。

先日、児島唐琴地区の高齢者の方と話していると、「唐琴地区はスーパーが無くなり買い物不便になった、病院もないのでバスに乗っていかなくちゃならない。でも、バスの便が1時間に1本なのでとても不便。何とかならないだろうか。」という切実な声です。こうした声は街を歩くとよく寄せられるものです。

倉敷市当局も倉敷市第五次総合計画後期基本計画の中で「公共交通機関は、市民が移動する手段として、日常生活になくてはならないものです。高齢社会が一層進み、今後交通弱者の大幅な増加が見込まれており、その重要性はますます増してきます。しかし、最も地域生活に密着しているバス路線は、路線数、便数とも減少しており、利用しやすいとは言えない状況にあります」とあるように、バス路線の厳しい現状を認識しているようです。

この度、公共交通を軸とした環境負荷の少ない交通体系の維持、充実を図るために、倉敷市公共交通体系基本計画（素案）が発表され、この計画の目的として「だれもが、移動しやすく、利用しやすい公共交通を「守り」、「育てる」方針を検討し、市全体の公共交通の今後のあるべき姿を明らかにする」ことが掲げられています。その中で、公共交通の現状と課題、公共交通体系の基本方針など縷々述べられていますが、倉敷市の公共交通対策にとって一番の問題点は、貧弱な公共交通予算にあると言えます。それは、2006年度実績で全国中核市平均の6分の1、一般会計に占める割合は僅か0.03%というものです。これでは、だれもが移動しやすく、利用しやすい公共交通の確立はなしえないではありません。

んか。

古市市長は本市の公共交通の実態をどのようにとらえていますか、そして、どう取り組んでいこうとしているのですか。また、公共交通の充実のためには、この貧弱な交通対策費については抜本的な増額が必要と考えますが、どうですか、答弁を求めます。

通告の6番目、「学習指導要領」改訂について、教育長にお尋ねします。

文部科学省は2月15日、小・中学校の学習指導要領と幼稚園教育要領の改訂案を公表しました。改訂案のポイントは、

・改訂案は、「ゆとり教育をやめ、知識をつめこめ」という政府・財界の圧力のもと、学習内容を増やしすぎ、小学校1年生を毎日5時間授業にするなど、過密なものとなっている。さらに、各教科について「こういう活動をして指導せよ」と、これまでと違って指導法を細かく例示し、教師の自主性や創造性をうばう最悪のやり方になっている。

・改訂案は、すべての学校に「道徳教育推進教師」を配置し、指導要領どおりに道徳の時間を教えているかどうか点検させ、さらに数学など全教科で道徳教育の実施を求めています。改訂案の道徳は、復古的かつ形式的で、肝心の基本的人権や子どもの権利の見地がみうけられない。

・改訂案は、あらたに小学校に「外国語活動」を設けたが、まともな条件整備なしに学級担任にまかせるという粗末なもの。しかも小学校での英語教育は国民的合意に至っていない。

・中学体育の「武道」必修化は、条件整備がともなわず、特定の価値観の注入に悪用される危険もある。いずれも拙速な導入はやめるべきである。

・改訂案は、各教科について「基礎」だけでなくその「活用」を重視するとし、文科省はそれをOECD（経済協力開発機構）などの国際的動向に合致するとしている。しかし、OECDがめざす学力は、「社会的不平等の削減」などを担う人間の育成をふくんだもので、国際競争に勝つための人づくりを狙いとする今回の改定案とは異なる。しかも、「基礎」と「活用」を機械的に分離して教え込み、かえって学習の質を低下させる危険がある。

改悪された教育基本法、学校教育法に基づいたもので、国民の学力への不安や願いにこたえたものにはなっていません。改訂案を撤回し、指導要領のあり方をふくめ国民的な討論をおこなうこと必要があると考えますが、教育長の見解を問いたいと思います。

通告7番目、防災対策についてお尋ねします。

2004年の台風16号から3年半経過しましたが、人々の記憶の中にはまだまだ、当時の記憶は鮮明に残っています。以来、海岸の堤防などの嵩上げ工事などがなされてきました。現在、岡山沿岸海岸保全基本計画の改訂がすすめられていますが、2004年の台風16号で記録された既往最高潮位で堤防が整備されているとのことですが、整備済みの海岸線の進捗具合はどうなっているのでしょうか。お尋ねをします。

唐琴地区では洪水流出の解析が終了し、下津井地区共々、内水排除のポンプ設置が計画されていますが、その設置を急ぐことを求めます。

また、小田川、下村川の洪水に対する抜本的な対策を県に強力に要望すること、答弁を求めます。

通告の8番目、多重債務者対策のさらなる充実を求めて質問します。

高金利引き下げを求める国民的大運動と、この間の判例の積み重ねが実を結び利息制限法と出資法・貸金業規制法の狭間であって、サラ金の荒稼ぎの場であった、いわゆるグレーゾーン撤廃などを中心とする大幅な法改正が実現しました。法の施行を待たずして、18%以下への金利値下げを始めた業者もあり、「過払金返還請求」も大きな成果を上げつつあります。

一昨年末、内閣に多重債務者対策本部が置かれ、昨年4月には金融庁より多重債務問題改善プログラムが決定され、7月に金融庁より多重債務相談マニュアルが発表されました。

多重債務問題改善プログラムをうけて、住民に最も近い存在である自治体が「頼りになる相談窓口」として位置付けられました。本市においても昨年9月より、その窓口である消費生活センターが、相談者を弁護士などの専門家に確実に引き継ぐという形での多重債務相談活動が開始されました。そこで、現在の多重債務問題相談の状況はどうか、お尋ねします。

現在200万人を超える多重債務者が存在するという状況が続いているわけですが、毎年40万人ぐらいの人が多重債務地獄から脱出しているといわれています。多重債務地獄から脱出する人の数を増やしていかなければなりません。これから、自治体相談窓口が「頼りになる多重債務相談機関」に生まれ変わることが必須となってくるでしょう。それは、ひとり消費生活センターの窓口だけの力ではありません。自治体の持っている総合力を強めていくことにあります。自治体の持つ力は、第1には、自治体は住民にとって身近な存在であること。第2に広報力・啓発力の強さ。第3には多重債務者を発見して相談機関に誘導する能力があること。第4には生活再建に自治体の様々な部署が関われること。第5には問題解決に向けての外部とのネットワークを構築する力があること、であります。ここで、そのもっている総合力で多重債務者の掘り起こしに力を発揮しなければなりません。現在、多重債務対策庁内ネットワークがもたれています。このネットワークが有機的に働かなければならないと思います。そのために、今後どういった取り組みを考えているのか、お尋ねします。答弁を求めます。

通告の9番目は、真の公共サービスとは、「官から民へ」を問う

「経営感覚をもったくらしき」、「市民顧客主義」を掲げてきた古市市政、公務の民営化一辺倒で公共サービスは守られるのか

と題し、公務の民営化に潜む問題点を指摘し、議論をしたいと思います。

まずは、指定管理者制度についてであります。

第1の問題点は、公の施設というのは、公の財政でつくった施設であり、高い利用料金を払える人もそうでない人も含めて、みんなが等しく平等に利用できるために地方自治体が設置していたはず。それが儲けの道具になること自体が大きな問題といえませんか。

住民がお金を出して、管理者たる企業が設備投資不要で儲けをあげることができる。と言うことです。更にいえば固定資産税などの税負担もいらぬ。至れり尽くせりです。

第2には、住民サービス低下の恐れにさらされているということです。会社は営利を目的とする社団法人だから、利益が上がらない事業をすれば株主代表訴訟を起こされます。

これに対して、地方自治体や営利を目的にしない財団や公社などの公共的団体が管理すれば、利益を上げる必要はありません。従って、同じ労働条件で人を雇用している限りは、利益を考えなくてよい分だけ、地方自治体や公共的団体による管理の方が、住民サービスに経費を用いることができるというわけです。

第3には、事業の継続性、安定性、専門性に問題があるということです。公の施設の管理を担う人や、働き手の雇用や労働条件を著しく不安定にします。営利企業が利益を確保しながら、担い手の勤務条件を維持し、住民サービスも向上するということは理論上ありえません。指定管理の期間終了の時、働き手は常に不安定な状態にさらされることとなります。

2点目は、PFI事業についてです。

昨年の12月議会でPFIについてのいくつかの問題点を指摘しました。それは、性能発注方式、地域経済に与える負の影響、公の施設の労働で不安定雇用の増大、などです。今回PFIの問題点について事例をあげて改めて指摘し、市長の考えをお聞きしたい。そして、(仮称)児島市民交流センター事業へのPFIの持ち込みは認められないということです。

滋賀県近江八幡市立総合医療センターの場合 - 収支と資金繰りの悪化、契約一部解除も視野に入っている

- ・ 豪華な建物 - 設備投資への支払いがかさみ手持ち資金の枯渇、旧市民病院は30年間黒字経営
- ・ SPC(特別目的会社)への不満 - 病院側はSPCを通さないと事が進まない

仙台市「スポパーク松森」屋内プール天井崩落事故 - 仕様発注から性能発注へ安全性の後退

・ 「PFI方式による公共サービスの安全性確保に関する検討委員会」報告の中で「仕様・施工確認については、市の過度の関与にならないためにも、慎重を期すべきだが、市による安全性の確保と確認(仕様の確認、施工の確認、完工後の定期的な安全点検等)を実施することは当然必要である。」

高知医療センターの場合 - 事業者の医療業務に対する専門性の不足から赤字に汚職事件

水島エコワークス - 技術未確立のサーモセレクト方式ガス化溶融炉、JFE500億円特別損失計上

3点目は公共サービスの責任は「ボランティア」だけでは担えない - 放課後子ども教室推進事業にみる問題点

ボランティアが地方自治の担い手として活動することは、住民参加の形態としての積極的な意義があり、地方自治体のなかで活動の場を求めている市民が参加することのできるシステムであり、住民の創意工夫を公共サービスに生かしていくことが可能になる。しかし、本来なら国や地方自治体が財政処置をし、職員をきちんと雇用し、事故があったときの責任も負担しながら、責任を持って公共サービスを実施すべき。しかし、この責任を後退させ、財政を節約して、市民に負担をおしつけ、保有財産も乏しく、雇用責任も明確で

ない形態で実施している面が、現時点でのボランティアの奨励に見られる。

この点で「放課後子ども教室推進事業」をみると、担い手はボランティア依存の計画になっており、本当にこれでいいのだろうか。

4 点目は、保育所民間委託 - 事業経験のない法人への委託でいいのか。

経験のない受託者への引き継ぎにもかかわらず、3 ヶ月ほどの引き継ぎ期間で市立保育園の保育水準を維持することができるのか。

5 点目は、「車両維持管理業務」の官民競争入札は何をもたらしたか。

選定委員会の業務実施にあたっての意見の中で、「『サービス水準の向上と経費の削減』という官民競争入札制度の目的達成に寄与できた」と言っているにもかかわらず、「経費の削減は、数字で示されるため一目瞭然であるが、サービス水準がどう向上するのかについての検証は難しかった」と述べています。これは、公共サービスの質をあらかじめ実施要綱で定めていても、どのような人が担うのかわからず、監視する体制が十分につくられるわけでもないことから、公共サービスの質が確保できる保障がない。結局は、審査結果を見ても経費の削減が判断の大きなウェイトを占めることになっている。

また、「管財課は嘱託職員を活用することにより、経費の削減に成功している。しかし、数年後には、車両の維持管理について専門的知識を有するもの（道路運送車両法第 52 条に基づく整備管理者）が不在となる」とも書かれています。公共サービスの事業の継続性と安定性、専門性が保てなくなります。これでどうして、良質なサービスの提供が確保できるのでしょうか。

以上からみてきたように、競争の結果、公共サービスを続けることになった公共部門も、競争入札の対象になった段階でこの競争に対応するために、人件費削減が計画され、実施されることとなります。正規雇用から非正規雇用への置き換え、労働条件の引き下げが生じます。官製ワーキングプアを生み出すことになり、「格差社会」の問題を地方自治体が政策的に悪化させることになる。

以上、見てきたように倉敷市では、指定管理者制度、PFI、官民競争入札（市場化テスト）、ボランティア、公立保育園の民間委託に見られるように、行政の民営化・市場化が進んでいます。しかし、本当にそれでいいのでしょうか。

自治体の責任による質の高い公共サービスは、経済力の格差を緩和し、人々に実質的な意味での平等を保障するためにあります。株の取引で何億円も利益を上げている人たちにとっては、公共サービスは必要ありません。経済力の乏しい人たちのためにこそ、公共サービスはあるのです。巨大な利益を上げる企業に、さらに地方自治体の税金を注いでいく必要があるのでしょうか。

私は、その必要は「ない」と申し上げて、質問を終わります。